

江戸川区立二之江小学校 いじめ防止基本方針

1. 目的

いじめは、児童の人権上極めて重大な問題である。また、すべての児童が安心して健やかな学校生活を送るためには、いじめ等の問題が見すごされたり、一部の教師の対応で終わったりすることがあってはならない。そうした問題に適切に対応するためには、校内の教職員の組織的な対応に加え、保護者や関係諸機関との連携・協力も必要である。

本校においては、いじめは、『どの学年や学級でも、いつでも起こり得る。』という共通認識のもとに、全校の教職員が一丸となって日常的に未然防止や早期発見、早期解決に向けた取り組みを組織的にすすめることとする。こうした考えを基本として、本校におけるいじめ等の問題に対する対応策並びに、組織的に対応するため、「いじめ対策校内委員会」及び「学校いじめ対策委員会」の設置に関し、二之江小学校いじめ防止基本方針を定めることとする。

2. 未然防止と早期の対応

1) 未然防止

- ア 教育活動全体の中での指導及び道徳教育や人権教育、生活指導、年間3回程度のいじめ防止に関する授業を通して、児童の人権意識や感覚を磨き、いじめをしない態度や能力を育成する。
- イ 児童一人一人の変化を見逃さないために、全教職員による日常的な校内巡視やスクールカウンセラーによる面談、日常生活の場での観察を行う。生活指導上の課題について、毎週1回、全教職員による情報交換を行う。
- ウ 児童自らが、いじめの防止を訴えることができるように、アンケート等で毎学期確認する機会を設定する。
- エ 教師に対する「いじめに関する研修会」を毎年実施し、学級経営力や軽微ないじめを見逃さない感覚や指導力、資質等を高める。

2) 早期の対応

- ア 「生活指導連絡会」を毎週行い、問題を抱えていると思われる児童に関する情報を共有する。いじめが疑われる事実が発見された場合は、校長の指名する複数の教職員により、学級内の状況、行動観察や事実確認を迅速に行う。
- イ 早期対応を図るために、きめ細かい事実確認を基に保護者面談や家庭訪問、地域巡視等を速やかに実施し、保護者との連携を図る。
- ウ 「いじめ発見のチェックシート」や「アンケート」、スクールカウンセラーの面談の結果を踏まえて、関係諸機関と連携しながら早期の問題解決に取り組む。
- エ 情報を共有しながら組織的に問題解決にあたるために、面談記録や指導記録をファイリングする。

3. 問題発生時の対応

- ア 校長の指名する複数の教職員により、いじめられていると思われる児童（以下「当該児童」とする）、保護者、関係児童、関係職員から事実確認を行い、時系列で情報を整理・記録する。特に、当該児童及び保護者の悩みや、学校・関係児童への気持ちを十分受け止めるよう配慮する。
- イ 整理した情報を基に、「いじめ対策校内委員会」により、対応方針及び具体策を定める。整理された情報から、児童の生命の危険性や犯罪性を有すると思われる場合は、関係諸機関（警察、児童相談所、民生児童委員、学校評議員等の中で関連性の高い者）を含めた「学校いじめ対策委員会」を招集し、学校から事実の報告と、意見交換を行い、必要に応じて指導・助言をいただく。
- ウ ア及びイの状況を教育委員会、当該児童、保護者、関係児童に伝え、要望等があれば、「いじめ対策校内委員会」又は、「学校いじめ対策委員会」で再検討する。
- エ 「いじめ対策校内委員会」又は、「学校いじめ対策委員会」の方針に基づき、関係児童及び保護者、当該児童、在籍学級での指導を組織的に行い、その状況を記録し、「いじめ対策校内委員会」又は、「学校いじめ対策委員会」への報告・協議を行う。
- オ いじめ問題の解消、対応の終結の判断は、当該児童、保護者、関係児童等からの聞き取り、複数教員の観察等を長期にわたって実施したことを基に、「いじめ対策校内委員会」で慎重かつ総合的に判断し、当該児童、保護者、教育委員会への報告を行う。